

福岡市長 高島 宗一郎 殿

福岡県歯科保険医協会(会員 2006 名)

会長 大崎 公司



福岡市独自の緊急経済支援策について 歯科医療機関を対象とすることを求めます

貴職におかれましては、市民の健康促進、医療・歯科医療の確保のために尽力しておられることに敬意を表します。

私ども福岡県歯科保険医協会は、県内 2006 名の会員を有する歯科保険医の団体です。歯科保険診療の充実と県民の歯科保健の向上のため様々な活動に取り組んでおります。

4月14日、福岡市は COVID-19 に関連する独自の緊急経済支援策を発表されました。そこには「感染リスクの中、最前線で頑張っている医療関係者等への支援」として、「市内の医療機関に対し、施設の規模に応じて、1医療機関当たり 40 万円から 600 万円を給付します。」との記載がされております。しかし一部報道では、「歯科を除く」市内の医療機関が対象となる旨伝えられています。

福岡市におかれましては、現在、詳細については調整中であるとのことですが、下記の通り、是非とも歯科医療機関を医科医療機関と同様に支援の対象としていただくよう要望いたします。

今回の支援策は、「感染リスクの中、最前線で頑張っている医療関係者等への支援」が目的とのことですが、ご承知のように、COVID-19 は、呼吸器を通じて感染する疾患です。歯科医療機関での口腔内の処置における感染リスクは、医科医療機関の耳鼻咽喉科等における診察・処置と変わるものではなく、医科と同様の感染リスクの中、歯科医療機関も最前線で対応しています。

標準的な感染対策を行うことができれば歯科医療を引き続き提供することは可能です。それに加えて、専門的な口腔ケアは呼吸器の感染症リスクを低減させるなど、歯科医療は感染拡大防止にも積極的な役割を果たしています。

しかし、歯科医療機関での感染対策に不可欠である、マスクや消毒用エタノールなどの供給不足は解消の目途が立っていない上、行政からの援助は、マスクの配布などでも医科に比べて供給量が少ないなど不当な取り扱いを受けており、もっぱら歯科医療機関の自助努力に任されているのが現状です。

ほとんどの歯科医療機関は零細の経営体であり、休校措置等によりスタッフの確保にも困難をきたし、この間の感染拡大を受けて患者さんの診療キャンセルも相次ぎ、経営的にも危機的な状況となっており、行政からの援助が必要不可欠な状況です。

医科医療機関と同様に公的医療を担う歯科医療機関の安定的な診療の継続を担保することは行政の責務であると考えます。趣旨を何卒ご理解いただき、対応をお願いいたします。

以上を踏まえ、下記の通り要望いたします。

—記—

- 一、新型コロナウイルス「緊急事態宣言中の、福岡市独自の緊急経済支援策」の「感染リスクの中、最前線で頑張っている医療関係者等への支援」について、歯科を含むすべての医療機関を対象としてください。